平成２４年（フ）第１８２号
長崎県長崎市戸町４丁目20番21号
債務者　相良　忠宏
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
愛知県豊田市桝塚東町東郷55番地３
債務者　野村　永太（旧姓朴）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２２号
群馬県太田市新島町845番地５
債務者　滝澤　　哲
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２２９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1245番地２　島田アパート５号室
債務者　桑野　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７９号
千葉県銚子市四日市場町1551番地の９
債務者　椎名美智子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８号
新潟県新発田市鳥穴196番地
債務者　齋藤　冨江
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６７号
新潟県新発田市緑町３丁目１番８号　コーポあやめ101
債務者　佐藤　和弘
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２６号
静岡県菊川市下平川1241番地の１　クレストール六瀬103
債務者　錦戸ウイルソンこと　ニシキト・ウイルソン
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
静岡県掛川市上西郷1349番地の１　メゾンハピネス203
債務者　錦戸サトミこと　ニシキト・クララ・サトミ・フノ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
京都府福知山市字前田1616番地の８　マンション前田301号
債務者　土佐　　修
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１５８０号
大阪市西区九条２丁目22番10号　304
債務者　年光工務店こと　吉田龍太郎
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８５号
大阪市西区南堀江１丁目18番27―401号
債務者　三谷美榮子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９６号
大阪府大東市北条７丁目16番６号
債務者　黒木　　寿
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３２号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目１番８―203号
債務者　杉山　賢一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５１号
大阪市港区弁天４丁目７番９号　たつみマンション201号
債務者　中西　俊之
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８７号
大阪市淀川区三津屋南２丁目17番11号　サンハイツ202号
債務者　川上　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３２号
大阪市北区中崎西４丁目３番30―1105号、前住所大阪市北区天神橋７丁目７番８―603号
債務者　木下　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部